

平成22年度
公共事業評価結果における事業方針書

三 重 県

1	平成22年度公共事業再評価結果（県事業）	1
	社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業について	3
	環境に及ぼす事業の効果について	4
	森林整備事業の対応方針について	5
	流域下水道事業の対応方針について	7
	道路事業の対応方針について	9
2	平成22年度公共事業事後評価結果（県事業）	11
	アンケート結果の分析について	14
	港湾改修事業について	15
	海岸事業について	17
	街路事業について	19
	公園事業について	21
	道路事業について	23

1 平成22年度公共事業再評価結果（県事業）

公共事業の再評価にあたっては、客観的に評価を行う観点から三重県公共事業評価審査委員会条例に基づく三重県公共事業評価審査委員会の調査審議を経たうえで、事業の継続又は中止について委員会のご意見を最大限尊重しながら県の対応方針を表-1のとおり決定しました。

(1) 平成22年度三重県公共事業再評価審査対象事業一覧表（表-1）

※付帯意見あり

番号	事業名	箇所名	市町名	採択年度	再評価理由	答申	対応方針
1	森林整備事業	森林管理道 波留相津線	松阪市	H10	④	継続 ※	継続
3	下水道事業	中勢沿岸流域下水道 雲出川左岸処理区	津市	S56	④	継続 ※	継続
4	下水道事業	中勢沿岸流域下水道 松阪処理区	津市・松阪市・ 多気町	H2	④	継続 ※	継続
5	下水道事業	宮川流域下水道 宮川処理区	伊勢市・玉城町・ 明和町	H10	④	継続 ※	継続
6	道路事業	一般国道 167 号 第二伊勢道路	伊勢市～鳥羽市	H8	③	継続 ※	継続
7	道路事業	一般国道 167 号 鶺方磯部バイパス	志摩市	S61	③	継続 ※	継続
8	道路事業	一般国道 368 号 仁柿峠バイパス	松阪市	H2	③	継続 ※	継続
9	道路事業	一般国道 422 号 三田坂バイパス	伊賀市	H8	③	継続 ※	継続
10	道路事業	一般国道 422 号 八知山拡幅	大台町	H7	③	継続 ※	継続

再評価理由: ①事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業

②事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業

③再評価実施後一定期間が経過している事業

④社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業

(2) 再評価結果を踏まえた今後の取り組み

本年度は、表-1のとおり県事業9事業について、三重県公共事業評価審査委員会にご審査をお願いしましたところ、9事業すべてについて「継続」のご答申とともに、多くの貴重なご意見をいただきました。それに対する取り組みとして次頁以降に整理しました。

今後は、この取り組みを進めるとともに、更に的確な再評価に努め、効率的で効果的な公共事業となるよう、これらの課題解決に取り組んでいきます。

社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業について

[各部共通]

1 委員会総括意見

平成22年10月4日に開催された第2回三重県公共事業評価審査委員会において、「今後、社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業に関して評価を行う場合は、最新のデータを使用されたい」とのご意見をいただきました。

2 今後の対応方針

社会経済情勢の急激な変化等により再評価を行う事業の評価にあたっては、自らの調査データのみならず、他で調査されたデータも用い分析を行っており、極力最新のデータを用いて分析を行うようにしています。

しかし、影響範囲が他県・市町にわたる場合などは、最新のデータを全て収集できないこともあり、分析するために必要なデータが不足することがあります。そのような場合には、他県・市町などと調整し、適切なデータの収集に努めるとともに、必要に応じて時点修正するなどの工夫を行いながら、評価に努めてまいります。

環境に及ぼす事業の効果について

[各部共通]

1 委員会総括意見

平成22年10月4日に開催された第2回三重県公共事業評価審査委員会において、「環境に与える影響の評価については、対象地域に対する影響も考慮されたい」とのご意見を、また、平成22年11月8日に開催された第3回三重県公共事業評価審査委員会において、「環境に及ぼす事業の効果をわかりやすく説明するために、環境の時間的・空間的な変化に対応できるような調査を行い、十分な解析を行われたい」とのご意見をいただきました。

2 今後の対応方針

公共用水域の水質保全と汚水排除による生活環境の改善を目的とする流域下水道事業の評価結果の説明において、処理水の水質改善について説明を行ったものの、排水される周辺地域に対する影響についての説明に一部わかりにくい点もありました。

今後は、各事業目的に即した効果等について対象地域に係るデータ等を整理するとともに、時間的・空間的な変化を把握することに努め、環境に及ぼす事業の効果についてわかりやすい説明を行います。

森林整備事業の対応方針について

[環境森林部]

1 再評価審査対象事業

森林整備事業 1番 森林管理道 ^{はるあいづ}波留相津線

2 委員会意見

平成22年11月22日に開催された第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」とのご答申をいただきました。

また、あわせて、「三重の林業活性化を目的とした総合的な施策、特に担い手の育成を更に推進されたい。」とのご意見をいただきました。

3 森林整備事業の背景

林道は、森林を適正に管理することで、林業生産性の向上により、持続的な林業経営の確立や林業の振興、様々な公益的機能の発揮を維持増進するための基幹的な施設として整備しています。また、路線によっては、集落間の連絡道や保健休養施設へのアクセス道などの多様な役割も担っています。

なお、県営林道は、地域の骨格となる大規模な路線を中心に、市町からの施工依頼を受けて実施しています。

4 再評価対象事業の対応方針

当林道が林業生産性の向上や森林資源の有効活用につながり、また、森林の公益的機能の維持・増進が期待できることから、コスト縮減と環境への配慮に努めながら、当林道に係る森林の持続的な経営・管理と円滑な「緑の循環」に資するよう、早期完了を目指して事業を継続します。

5 事業への対応方針

5-1 事業の課題

持続的な林業経営を確立し林業を活性化するためには、骨格となる林道やその支線となる作業道・作業路により形成する林内路網を充実することによって林業生産性を向上するとともに、林業生産活動を担う林業経営体や林業従事者などの育成を推進する必要があります。

また、林道事業に係る事業評価の手法について、よりわかりやすく適正な評価が行えるよう、改善が必要です。

5-2 課題の解決方針

国では、「木材自給率50%」を目指す森林・林業再生プランに基づき、平成23年度からの具体的な推進策として、森林の団地化・施業の集約化や路網整備の推進などが示されています。

本県においては、これまでも林業を活性化するために、森林の育成から木材の利活用まで幅広い取り組みや支援を行っていますが、平成21年度から取り組んでいる森林の団地化・施業の集約化を推進する上でも基盤となる、適正で効率的な林内路網を形成するために、県営により骨格となる林道を整備するとともに、市町や林業事業体等による中小規模の林道や作業道などの整備への支援を行います。

また、林業の担い手の育成については、子ども達が森林・木材にふれあい学ぶ機会の提供、高校生を対象とした林業の職場体験学習の開催、新規就労者の指導者を養成するOJT研修の実施及び農林水産支援センターが実施する技能研修への支援や就業フェアへの協力などにより、後継者や中核となる林業事業体等の育成を更に推進します。

林道事業の事業評価は、林野庁の定める「林野公共事業における事前評価マニュアル」に基づき計算を行っており、便益の種類や計算方法等の改善点について、林野庁に提案・要望を行っていきます。

流域下水道事業の対応方針について

[県土整備部]

1 再評価審査対象事業

- | | | |
|-------|----|----------------------|
| 下水道事業 | 3番 | 中勢沿岸流域下水道 (雲出川左岸処理区) |
| | 4番 | 中勢沿岸流域下水道 (松阪処理区) |
| | 5番 | 宮川流域下水道 (宮川処理区) |

2 委員会意見

平成22年10月4日に開催された第2回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、3番、5番については、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」とのご答申をいただきました。

平成22年11月8日に開催された第3回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、4番については、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」とのご答申をいただきました。

また、あわせて、3番、5番については、「下水道事業においては、他機関・他部署からのデータ取得を含め、処理水の生態系に及ぼす影響についても厳密に調査されたい。」とのご意見をいただきました。

4番については、「流域下水道事業の効果の発現のため、関連市町との連携を密にし、事業推進を図られたい。」とのご意見をいただきました。

3 流域下水道事業の背景

流域下水道事業とは、複数の市町が整備する管渠と県が整備する幹線管渠及び処理場を一体的に整備するもので、伊勢湾など公共用水域の水質保全や生活環境の改善などの役割を担っています。三重県の下水道普及率は全国平均と比べるとまだ低い水準にあり、整備を進める必要があります。

3番 中勢沿岸流域下水道 (雲出川左岸処理区) は、対象区域である津市の汚水を、4番 中勢沿岸流域下水道 (松阪処理区) は、対象区域である津市、松阪市、多気町の汚水を、また、5番 宮川流域下水道 (宮川処理区) については、対象区域である伊勢市、玉城町、明和町の汚水を処理するものです。

4 再評価対象事業の対応方針

公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図るため、関連市町と連携を図り、当該流域下水道事業を継続します。

5 事業への対応方針

5-1 事業の課題

今後の事業の進め方については、近年の人口減少や高齢化などの社会情勢の変化に対応するため、より一層の効率的な整備を進める必要があります。また、処理水による環境への影響については、引き続き状況を把握していく必要があります。

5-2 課題の解決方針

流域下水道事業の効果の発現のため、関連市町との連携を密にし、人口減少等社会情勢の変化に対応した計画となるよう定期的に見直しを進めることで、効率的な整備を行い、下水道事業の推進を図っていきます。また、各処理区の周辺海域等で継続して行っている環境調査の内容を再度チェックし、処理水の生態系に及ぼす影響についてわかりやすく説明できるものとなるように努めてまいります。

道路事業の対応方針について

[県土整備部]

1 再評価審査対象事業

道路事業	6番	一般国道167号	第二伊勢道路 <small>だいにいせどうろ</small>
	7番	一般国道167号	鶺方磯部バイパス <small>うがたいそべ</small>
	8番	一般国道368号	仁柿峠バイパス <small>にがきとうげ</small>
	9番	一般国道422号	三田坂バイパス <small>みたさか</small>
	10番	一般国道422号	八知山拡幅 <small>やちやま</small>

2 委員会意見

平成22年11月22日に開催された第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、6番、7番については「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」とのご答申をいただきました。

また、あわせて、「道路事業の費用効果分析においては、マニュアルに規定される便益だけでなく、観光・防災・救急救命等その他の効果について、背景も含めて説明されたい」、また6番については「当該道路は有料区間に接続するため、利用者に混乱を生じさせないよう対策を講じられたい」、とのご意見をいただきました。

平成22年12月20日に開催された第5回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、8番、9番、10番については「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」とのご答申をいただきました。

また、あわせて、「残事業の早期完成にむけて、計画的で効率的な事業執行を求めるものである」、「交通量推計について、より現実的でわかりやすい説明をされたい」とのご意見をいただきました。

3 道路事業の背景

道路は地域間交流、産業・経済の発展、良好な居住環境の形成及び防災機能の強化など、県民生活を支える重要な社会基盤です。しかし、本県の道路整備状況はまだまだ十分ではない状況です。そこで、平成15年10月に「新道路整備戦略」を策定し、道路事業の重点的・効率的かつ計画的な整備に努めています。

今回、再評価を行った5つの事業は、交通渋滞の解消、安全で円滑な交通の確保、緊急輸送道路としての機能強化を図ることを目的として、事業を進めています。

4 再評価対象事業の対応方針

再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、事業効果の早期発現に向けて事業を継続して実施していきます。

5 事業への対応方針

5-1 事業の課題

今回の再評価対象事業は、道幅が狭く線形も悪いことや通行止めとなっているなど、安全で円滑な通行の支障を解消しようとするものであることから、早期に整備が必要です。

事業効果については、マニュアルに規定される便益だけでなく、観光・防災・救急救命等その他の効果もあることから、それら効果についても調査、把握する必要があります。

なお、第5回三重県公共事業評価審査委員会では、その他の効果について、調査・把握し説明したところです。

将来交通量については、わかりやすい説明をする必要があります。

一般国道167号第二伊勢道路は、有料区間に接続することなどから、利用者に混乱を生じさせないように、案内標識などの対策を行う必要があります。

5-2 課題の解決方針

今後の事業執行については、引き続き市町や地元関係機関との連携をはかり、早期完成に向けて計画的で効率的な事業執行に努めます。

事業効果については、観光・防災・救急救命等その他の効果について、背景も含めて調査、把握に努めます

将来交通量については、わかりやすい説明に努めます。

道路の案内については、利用者に混乱などを生じさせないように案内標識の表示内容や設置位置などについて、関係機関と協議調整を行い、適切に対応いたします。

2 平成22年度公共事業事後評価結果（県事業）

公共事業の事後評価にあたっては、客観的に評価を行う観点から三重県公共事業評価審査委員会条例に基づく三重県公共事業評価審査委員会の調査審議を経たうえで、事後評価結果を今後実施する事業の計画、又は、実施中の事業に反映させる内容について、委員会のご意見を最大限尊重しながら県の事業方針を表-2のとおり決定しました。

(1) 平成22年度三重県公共事業事後評価審査対象事業一覧表（表-2）

※付帯意見あり

番号	事業名	箇所名	市町名	採択年度	完了年度	答申	事業方針
501	港湾改修事業	長島港(西長島地区)	紀北町	H8	H15	了承※	各部の 取組の とおり
502	海岸環境整備事業	道瀬地区海岸	紀北町	H5	H15	了承※	
503	海岸環境整備事業	阿津里浜地区海岸	志摩市	H6	H15	了承	
504	街路事業	環状一号線(垂坂工区)	四日市市	H1	H16	了承	
505	公園事業	亀山サンシャインパーク	亀山市	S61	H16	了承	
506	公園事業	大仏山公園	伊勢市・玉城町・明和町	S61	H16	了承	
507	道路事業	一般国道260号 下津浦拡幅	南伊勢町	H11	H16	了承	

事後評価理由：事業完了後おおむね5年が経過した事業

(2) 事後評価結果を踏まえた今後の取り組み

本年度は、表-2の7事業について公共事業事後評価を実施し、三重県公共事業評価審査委員会にご審査をいただきました。その結果、「了承」とのご答申とあわせて貴重なご意見をいただきました。それに対する具体的な取り組みとして次頁以降に整理しました。

今後は、この取り組みを進めるとともに、更に的確な事後評価に努め、今後実施する公共事業の計画等に反映させつつ、公共事業が一層効率的効果的となるよう取り組んでいきます。

アンケート結果の分析について

[各部共通]

1 委員会総括意見

平成22年12月20日に開催された第5回三重県公共事業評価審査委員会において、「今回のアンケート結果の分析と対応については、評価できるものであった。このような分析・対応を今後の公共事業評価サイクルにおいて確実に実行されたい」とのご意見をいただきました。

2 今後の対応方針

アンケートの手法・内容・分析方法については、従前より委員会からの指摘をいただいていたことから、アンケートにおける事業の満足度調査にあたっては、満足できない理由を把握できるよう設問を検討したり、満足できない理由について現場を把握し改善に努めるなどの対応を行ってまいりました。

引き続き、アンケートに改善を加えながら利用者や住民の意見を把握し今後の事業に反映できるよう努めてまいります。

港湾改修事業について

[県土整備部]

1 事後評価審査対象事業

港湾改修事業 501番 ^{ながしま}長島港 ^{にしながしま}西長島地区

2 委員会意見

平成22年11月22日に開催された第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、501番については「事業の効果、今後の課題について事後評価の妥当性を認める。」とのご答申をいただきました。

3 港湾改修事業の背景

長島港においては、前面に熊野灘の好漁場を有しており、天然の地形を活かした施設整備がなされてきました。

当地区は港背後に人家が密集しており、水産関係企業は狭い場所において入荷作業や加工などを行っていたことから、漁船の大型化や陸上トラック輸送に対応するには不十分であったため、広い施設用地の整備が望まれていました。また、係留施設不足による滞船が生じていました。

以上のような理由から、漁業活動を効率的に行うため西長島地区において新港の整備を行いました。

なお、長島港については三重県地域防災計画において耐震強化岸壁の整備が必要とされていたことから、当地区において耐震強化岸壁の整備を行い、震災時の緊急輸送の確保を図りました。

4 事業への対応方針

4-1 事業の課題

周辺住民や港湾利用者への港湾整備事業のより一層の周知や、想定される大規模地震等に対応する耐震強化岸壁の設置箇所、目的等を住民へ啓発する必要性があります。

4-2 課題の解決方針

港湾施設においては、従来から漁業の活性化や地元イベント等、周辺住民や港湾利用者の方々から多種多様な用途に利用していただいております。まちの活性化に寄与することで港湾整備事業への理解を得ていると考えていますが、今後、港湾整備事業を実施する際は、現場付近に事業内容等を説明する看板を設置する等、周辺住民や港湾利用者への認知度向上を図っていきます。

また、耐震強化岸壁の整備を行う際には、関係部局や市町に対し適切に情報提供することにより、住民の防災意識向上の一助としてもらうこととします。

海岸事業について

[県土整備部]

1 事後評価審査対象事業

海岸事業	502番	道瀬地区海岸
	503番	阿津里浜地区海岸

2 委員会意見

平成22年12月20日に開催された第5回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、502番、503番については「課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。」との答申をいただきました。

また、あわせて、「海岸環境整備事業などの、県民等による施設の利用を想定する事業については、完成後の管理の方法などについて、計画当初から住民参画による計画をされたい。」とのご意見をいただきました。

3 海岸事業の背景

道瀬地区海岸は、紀北町紀伊長島区の南西部にあり、吉野熊野国立公園内に位置する自然環境に恵まれた海岸で、当海岸の背後には人家の他、古くから海水浴や釣り等で親しまれていることから民宿などの宿泊施設もあり、また緊急輸送道路の国道42号、JR紀勢本線が通っています。

当海岸は高潮・高波等の異常気象時における背後地の安全性を確保しつつ、景観及び利便性を考慮して、快適な海岸環境を整備するため、突堤、養浜を組み合わせた面的防護方式による海岸保全対策を実施しました。

阿津里浜海岸は、志摩半島南端に位置し、太平洋に面した海岸で、海岸の両側が岬で狭まれたポケット状の海岸を呈しており、正面沖合には半球状の小島が浮かぶ自然景観に恵まれた海岸となっています。また、当海岸背後には第三セクターで運営するオートキャンプ場が立地しております。

当海岸では、砂浜の侵食防止と浸水被害の防止を図ると共に、海岸環境の整備を行うことにより、地域の自然環境や民間の利便施設と一体となって、海岸利用の増進を図ることを目的とし、人工リーフ、突堤、養浜、緩傾斜護岸を組み合わせた面的防護方式による海岸整備を行いました。

4 事業への対応方針

4-1 事業の課題

海岸利用者アンケートの結果から、「ゴミが多い」との意見がありました。完成後の維持管理については、計画段階から地元市町とは協議を行っていましたが、地域住民レベルでの参画を促していなかったことが課題であると考えられます。

また、背後住民アンケートの結果から、「津波に対する不安がある」との意見がありました。津波に対してはハードによる対策には限界があるため、ソフト対策によることとしていますが、周知が不十分であることが課題であると考えられます。

4-2 課題の解決方針

海岸清掃については、「海岸美化ボランティア」制度を活用し住民参画による清掃を行っていますが、今後は完成後の管理の方法についても、事業の計画段階から地元市町に加え地域住民の意見を取り入れていきます。

津波にかかる防災対策については、地元と協議の上、必要に応じて避難啓発看板や避難階段の設置を行い周知を図ります。

街路事業について

[県土整備部]

1 事後評価審査対象事業

街路事業 504番 環状1号 ^{たるさか}垂坂工区

2 委員会意見

平成22年12月20日に開催された第5回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。」とのご答申をいただきました。

また、あわせて、「今後の歩道等の計画・施工において、バリアフリーについて十分留意されたい。」とのご意見をいただきました。

3 街路事業の背景

街路事業は、都市における円滑な交通機能の確保及び公共空間を備えた良好な市街地の形成を図ることにより、安全で円滑な都市生活と機能的な都市活動に寄与することを目的として、市街地の都市計画決定された道路を整備する事業です。

環状1号線は、四日市市内の国道23号を起点とし、市内の北勢バイパスに至る約17kmの環状機能を有する都市計画道路で、昭和49年に都市計画決定されています。

環状1号線街路事業は、付近の住宅開発に伴う交通混雑の解消と、有効な土地利用を図るため、平成7年度よりバイパス道路として整備を進め、平成16年度に完了し、平成17年度に供用を開始しています。

4 事業への対応方針

4-1 事業の課題

住宅地域に整備する街路事業は、利用する歩行者等の安全で円滑な移動を確保することが必要であるため、バリアフリー化等の取り組みが重要となります。

また、周辺住民のアンケートの結果、当街路事業については都市内交通の円滑化が図れ、地域の利便性が向上したものの、延伸部にあたる四日市市事業の環状1号線が事業中であり、現道に接続する交差点での渋滞緩和を求める意見を多く頂きました。

4-2 課題の解決方針

街路事業は都市内において実施する道路の改築事業であり、従前のマウンドアップ形式から歩道と路面高さとの段差を少なくしたフラット形式に工法の移行を行う等、歩道のバリアフリー化を推進し安全で円滑に移動できる歩行空間の確保に努めています。

なお、当該路線の現道接続部等における渋滞については、先線である環状1号線の四日市市施行部分が平成22年12月24日に供用を開始されたことにより、緩和されました。

公園事業について

[県土整備部]

1 事後評価審査対象事業

公園事業 505番 ^{かめやま} 亀山サンシャインパーク
506番 ^{だいぶつやま} 大仏山公園

2 委員会意見

平成22年9月10日に開催された第1回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、505番、506番については「事業の効果、今後の課題について、事後評価の妥当性を認める。」とのご答申をいただきました。

また、あわせて、505番、506番については、

- 「1 今後の都市公園事業の推進においては、防災機能を含めて県民が利用しやすいような取り組みをたえず進められたい。
- 2 施設のバリアフリー化については、利用者の立場に立って、たえず改善する取り組みを進められたい。
- 3 アンケートにおいては、具体的な長所・短所を収集する努力を進められたい。
- 4 費用対効果の分析においては、マニュアルにとらわれず、現実に応じた計算を行うこと。」とのご意見をいただきました。

3 公園事業の背景

505番の亀山サンシャインパークは、東名阪自動車道、伊勢自動車道、新名神高速道路、国道1号、国道25号が交わる交通の要衝に位置し、ハイウェイオアシスとして、利用者に快適な休息空間を提供すること、北勢地域等の住民に、パーキングエリアとの一体化による利便性の高いレクリエーション空間を提供すること、大阪圏や名古屋圏の住民等広域利用が見込まれる中で地域のイメージを高め活性化に資すること等の理由から事業が実施されたものです。

506番の大仏山公園は、中南勢地域の核となる広域的なレクリエーションの場の提供、水と緑に囲まれたスポーツレクリエーションゾーンの形成、自然と古墳群を活かした公園整備等の理由から事業が実施されたものです。

4 事業への対応方針

4-1 事業の課題

公園は、県民に快適な空間を提供する施設であるとともに、災害時の避難地となる等、防災面においても有効に利用できる施設である必要があります。また、誰もが安全で安心して利用できるよう常にバリアフリーに留意していく必要があります。

事業評価時のアンケート等について、具体的な情報収集を行うことが必要です。

また、公園の実態を的確に把握し、現実に即した事業評価を行うことが大切です。

4-2 課題の解決方針

通常時の利用だけでなく、非常時にも公園が有効に利用いただけるよう、関係者との連携や情報共有に努めます。また、多くの利用者に安心して利用いただくよう施設のバリアフリーが確保できるよう維持管理します。

アンケート実施の際には、長所・短所を具体的に収集し維持管理に反映できるよう努めます。

また、評価時の費用対効果分析は、原則としてマニュアルに基づき行いますが、必要に応じて現実に即した、柔軟な分析も行い効果をわかりやすく説明します。

道路事業について

[県土整備部]

1 事後評価審査対象事業

道路事業 507番 一般国道260号 下津浦^{しもつうら}拡幅

2 委員会意見

道路事業507番について、平成22年12月20日に開催された第5回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める」とのご答申をいただきました。

3 道路事業の背景

道路は地域間交流、産業・経済の発展、良好な居住環境の形成及び防災機能の強化など、県民生活を支える重要な社会基盤です。しかし、本県の道路整備状況はまだまだ十分ではない状況です。そこで、平成15年10月に「新道路整備戦略」を策定し、道路事業の重点的・効率的かつ計画的な整備に努めています。

一般国道260号の南伊勢町木谷から神津佐の区間は、道幅が狭く急カーブ急勾配が連続した未改良区間であり、安全で円滑な交通が確保されていませんでした。このため、安全で円滑な交通の確保を図るとともに、緊急輸送道路としての機能強化を図ることを目的として、昭和63年から事業に着手し、平成17年度に完成供用しています。

4 事業への対応方針

4-1 事業の課題

一般国道260号下津浦拡幅工区と隣接する木谷地区では、道幅が狭く、急カーブが連続している未改良区間が残っていることから、安全で円滑な通行に支障をきたしており、下津浦拡幅工区の事業効果を一層発揮するためにも、この未改良区間の早期整備が必要です。

4-2 課題の解決方針

木谷地区の未改良区間の整備については、平成16年度から事業を進めており、平成22年5月に延長0.5kmを供用しています。

引き続き、整備した区間を順次部分供用するなど早期効果の発現に努めてまいります。